

金融サービス提供法に係る重要事項のご説明書

●財形信託、財形年金信託、財形住宅信託をお申込みのお客様へ

- 1.この財形信託は、金銭信託にて運用を行います。
- 2.金銭信託は、貸出金や値動きのある有価証券等への運用を行いますが、運用資産の状況等により元本を下回る場合も、当社が元本補填契約で補填します(元本保証)。また、預金保険制度の対象となっていますので、万一当社が払戻を停止した場合においても預金保険の保険金の範囲内までは保護されます。
- 3.なお、利益補足契約はありません。
- 4.財形年金信託の場合、1回あたりの年金支払額は、変動金利という信託商品の特性から予想配当率で算出しております。従いまして、公的年金とは異なり、配当率の変動により信託金の残高が不足した場合には、当初予定した支払期間が短縮され、お支払が終了することがあります。
- 5.財形住宅信託および財形年金信託の場合、勤労者財産形成促進法で定める要件以外のお払出は、原則として出来ません。やむを得ない場合は解約扱いとなって手数料がかかる場合があるうえ、払出日にお受取りになる利子等と、払出日の5年前応当日以降にお受取になった利子等とが課税扱いとなることがあります。

●財形預金、財形年金預金、財形住宅預金をお申込みのお客様へ

- 1.この財形預金は、元本保証商品です。預金保険制度の対象となっていますので、万一当社が払戻を停止した場合においても預金保険の保険金の範囲内までは保護されます。
- 2.適用金利については、お預入れ時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
- 3.満期日前にご解約の場合は、当社所定の中途解約利率により計算した利息を、元本とともにお支払いします。
ただし、財形年金預金および財形住宅預金の場合、勤労者財産形成促進法で定める要件以外のお払出は、原則として出来ません。やむを得ない場合は解約扱いとなるうえ、払出日にお受取りになる利子等と、払出日の5年前応当日以降にお受取になった利子等が課税扱いとなることがあります。
- 4.なお、自動継続扱いの場合、ご継続時には改めてのご説明はいたしませんのでご了承ください。

以上